

提案条例説明資料

(追加提出分)

令和5年3月
浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

提案者 議会運営委員会

1	議案番号	発議第2号
2	題名	浜田市議会個人情報の保護に関する条例
3	目的・理由	「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が改正され、令和5年4月1日からは地方公共団体に個人情報保護法が直接適用されることになりましたが、市議会は地方公共団体の機関から除外されていることから、市議会における個人情報の取扱いや手続について、市と差異が生じないように、市議会独自の条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 条例の全体像</p> <p>個人情報保護法との整合性を勘案し、個人情報保護法の「第5章 行政機関等の義務等」の規定に対応するように次のとおり定める。</p> <p>第1章 総則 (第1条－第3条)</p> <p>第2章 個人情報等の取扱い (第4条－第16条)</p> <p>第3章 個人情報ファイル (第17条)</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示 (第18条－第30条)</p> <p>第2節 訂正 (第31条－第37条)</p> <p>第3節 利用停止 (第38条－第43条)</p> <p>第4節 審査請求 (第44条－第46条)</p> <p>第5章 雑則 (第47条－第52条)</p> <p>第6章 罰則 (第53条－第57条)</p> <p>2 市の取扱いとの整合性</p> <p>個人情報保護法において、市の条例に委任された事項や市の条例で定めることが許容されている事項については、市の取扱いと差異が生じないように次のとおり定める。(※(1)、(2)及び(4)は現行の取扱いと同じ)</p> <p>(1) 開示決定等の期限 (第25条)</p> <p>開示請求があった日から14日以内</p>

		<p>(2) 開示請求に係る手数料等（第 30 条） 無料（写しの交付等は、実費徴収）</p> <p>(3) 個人情報の適正な取扱いに係る諮問（第 50 条） この条例の改正等をしようとする場合で必要があるときは、浜田市情報公開・個人情報保護審査会に専門的な知見に基づく意見を聴くことができる。</p> <p>(4) 運用状況の公表（第 51 条） 毎年 1 回、この条例の運用状況を公表する。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>2 浜田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正 当該審査会において、浜田市議会個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に応じ調査審議することとする。</p>